

## 「マルチステークホルダー方針」

当社は、企業理念である「革新と成長」を実践することが持続可能な社会に貢献し、自らも長期的な事業活動を確保するサステナビリティ経営の根幹となるものと捉えています。そのような企業経営において、株主、従業員、取引先、顧客、債権者、地域社会をはじめとする当社を取り巻く多様なステークホルダーとの信頼性の構築および価値協創が重要となっていることを踏まえ、マルチステークホルダーとの適切な協働に取り組んでまいります。その上で、価値協創や生産性向上によって生み出された収益・成果について、マルチステークホルダーへの適切な分配を行うことが、賃金引上げのモメンタムの維持や経済の持続的発展につながるという観点から、従業員への還元や取引先への配慮が重要であることを踏まえ、以下の取組を進めてまいります。

### 記

#### 1. 従業員への還元

当社は、経営資源の成長分野への重点的な投入、従業員の能力開発やスキル向上等を通じて、持続的な成長と生産性向上に取り組み、付加価値の最大化に注力します。その上で、生み出した収益・成果に基づいて、「賃金決定の大原則」にのっとり、自社の状況を踏まえた適切な方法による賃金の引上げを行うとともに、それ以外の総合的な処遇改善としても、従業員のエンゲージメント向上や更なる生産性の向上に資するよう、教育訓練等を中心に積極的に取り組むことを通じて、従業員への持続的な還元を目指します。

(個別項目)

具体的には、賃金の引上げについて、当社の経営状況、物価動向、経済情勢等を踏まえながら労使間の真摯な対話に取り組むとともに、教育訓練等について、階層別研修や自由参加型研修等によって、リーダーシップおよびマネジメント能力の向上やキャリア開発の促進を図っています。今後もあらゆる人材の教育機会を拡大し、自律型人材の育成に取り組むとともに、従業員の多様な個性を活かして組織力を強化するダイバーシティマネジメントを推進してまいります。

#### 2. 取引先への配慮

当社はパートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き、取り組んでまいります。

なお、パートナーシップ構築宣言の掲載が取りやめとなった場合、マルチステークホルダー方針の公表を自主的に取り下げます。

- ・ パートナーシップ構築宣言の URL  
<https://www.biz-partnership.jp/declaration/46363-05-21-kyoto.pdf>

また、消費税の免税事業者との取引関係についても、政府が公表する免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する考え方等を参照し、適切な関係の構築に取り組んでまいります。

以上

令和7年3月12日

株式会社 G S ユアサ 代表取締役 取締役社長 阿部 貴志